

改正

平成17年9月28日条例第249号

平成24年12月21日条例第34号

佐久市水防協議会条例

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条の規定により、佐久市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(会長の職務等)

第2条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第3条 関係行政機関の職員及び関係団体の代表たる委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においても委員を免じ、又は解職することができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第5条 協議会に幹事及び書記それぞれ若干人を置き、会長がこれを任命し、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受けて、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

3 書記は、会長の命を受けて、所掌事務に従事する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月28日条例第249号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。